

くらしステッパップ

鹿児島市消費生活センターは、消費生活に関する情報の収集や提供を行い、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的に、平成6（1994）年4月に開設され、今年で30周年を迎えました。

当センターは、これからも契約トラブルや多重債務など消費生活に関するアドバイスや情報提供を行うとともに、消費者トラブルの未然防止に努めてまいります。

消費生活センターってどんなところ？

消費者からの商品の購入やサービスの利用に関する契約トラブルなどの相談を受け付けたり、消費生活に関する情報提供を行ったりしています。

相談できる内容

「消費生活に関するトラブル」について相談できます。

- ・商品の購入やサービスの利用など契約・取引に関するトラブル
- ・身に覚えのない請求がきた
- ・多重債務（借金）をなんとかしたい！
- ・商品の使用による事故やトラブル など



受けられる支援

- ・事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法についての助言や情報提供
- ・自主交渉が難しい場合等における事業者との交渉の手伝い（あっせん）
- ・問題解決のための適切な専門機関の紹介 など



消費者問題の専門的知識を持つ消費生活相談員が、電話や窓口で相談を受け付けます。困ったときは一人で悩まずにご相談ください！！

鹿児島市消費生活センター

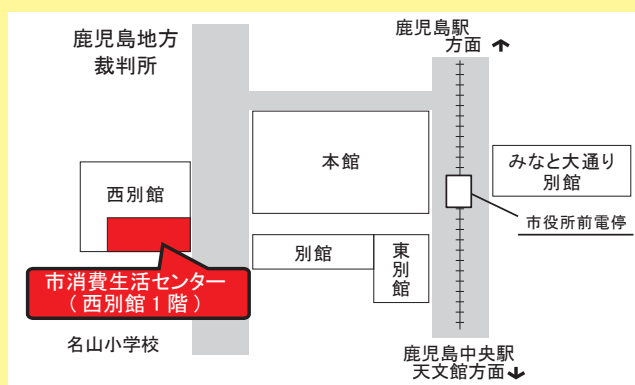
相談電話 099-808-7500（月～金曜日 9時～17時15分）

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-808-7512
FAX 099-808-7501
ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp>

消費者ホットライン

相談電話 188（土・日・祝日 10時～16時）

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。

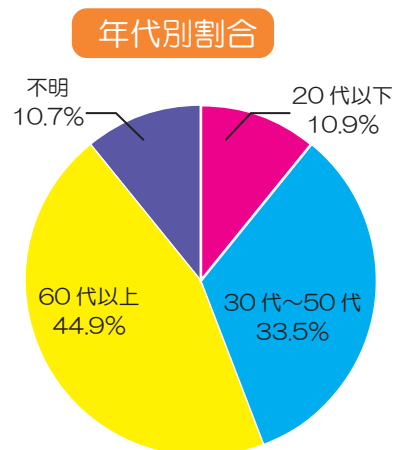
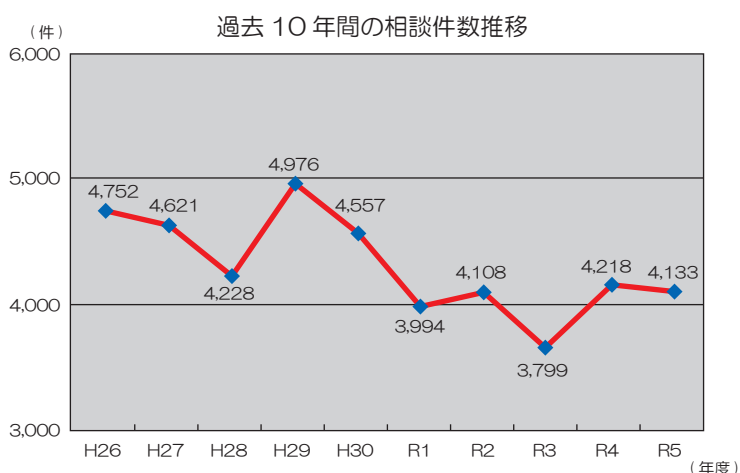


令和5年度 消費生活相談のまとめ

鹿児島市消費生活センターでは、日常の消費生活に関する様々な問合せや商品・サービスに関する苦情について相談に応じ、解決に向けて必要な助言等を行っています。

相談件数

- 令和5年度の相談件数は、4,133件でした。
- 年代別で見ると、相談件数全体に占める60代以上の割合が約4割でした。



救済金額

消費生活相談員による助言やあっせん(※) (架空請求等に対する助言により、支払わずに済んだ額を含む)	救済金発生	救済金額
	428件	8,118万円

(※) あっせん…当事者間における自主的解決が困難な場合に、消費生活センター等が双方の主張・意見を聴取し、要点を明確化するなどして解決への合意形成を図ること。

相談の多い内容

不審なメールや電話に関する相談、身に覚えのないクレジット利用代金の請求に関する相談などを含む「商品一般」に関する相談が最も多く寄せられました。また、クレジットカードに関する相談や暗号資産などを含む「金融関連サービスその他」の相談が増加しました。

順位	商品・サービス別分類	件数	構成比	主な相談例
1	商品一般	508件	12.3%	不審なメールや電話に関する相談、身に覚えのないクレジット利用代金の請求 など
2	賃貸アパート	147件	3.6%	敷金返還トラブル、契約トラブル など
3	他の健康食品	137件	3.3%	サプリメント等の定期購入 など
4	フリーローン・サラ金	116件	2.8%	多重債務・ヤミ金等の借金問題 など
5	金融関連サービスその他	113件	2.7%	クレジットカードに関する相談、暗号資産 など
総数	—	4,133件	100.0%	—



相 談 コ ー ナ ー

〈事例1〉稼ぐつもりが借金に！？～「簡単に稼げる」には要注意～

相 談 内 容

副業をしたいと思い、ネットで検索すると「短時間で簡単に稼げる」という広告を見つけ、サイトに登録した。後日、事業者から電話があり、話を聞く中で、より利益が出る高額なサポートプランを勧められた。「お金がない」と断ろうとすると、「借金してもすぐに返せる」と言われ、画面共有アプリで画面を共有しながら、消費者金融から借入れをして事業者に振り込んだ。しかし、全く稼げず、事業者とも連絡が取れなくなった。



対 応 結 果

高額なサポートプランを勧め、「簡単に稼げてすぐに返せる」、「みんな借りている」などと言って消費者金融から借金をするよう指示する、類似の事例について情報提供しました。また、警察にも相談するように案内しました。

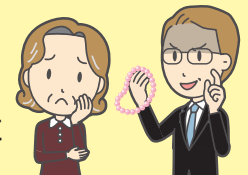
ア ド バ イ ス

- 「簡単に稼げる」、「楽に儲かる」ことを強調する広告をうのみにしないようにしましょう。
- 借金をしてまで契約すべきかよく考えましょう。
- 画面共有アプリは安易にインストールしないようにしましょう。
- 事業者から送付されたメッセージ等は、トラブルに備えて保存しておきましょう。

〈事例2〉不用品を買い取ってもらうつもりが…～強引な訪問購入に注意～

相 談 内 容

自宅の固定電話に電話があり、「不要な服や靴があれば査定だけでもさせてほしい」と言われたので、来訪を承諾した。来訪した業者に不要になった服を見てもらうと、「貴金属はないか」と言って、引き出しを勝手に触られ、売るつもりでなかったアクセサリーを買い取られた。



対 応 結 果

訪問購入のトラブル事例について説明しました。クーリング・オフ期間内（契約書を受け取った日から8日以内）であったため、クーリング・オフの通知を送付して、契約を解除することができました。

ア ド バ イ ス

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 貴金属など、売る予定のなかった物の売却を迫られても、きっぱり断りましょう。
- 一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。
- 訪問購入は、「特定商取引法」によるクーリング・オフが適用されます。期間内であれば、契約解除通知を出して返品を求めることができます。

食品ロスの削減に取り組んでみよう！！

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことを、**食品ロス**といいます。

日本の食品ロスの約半分は、家庭から出ています。

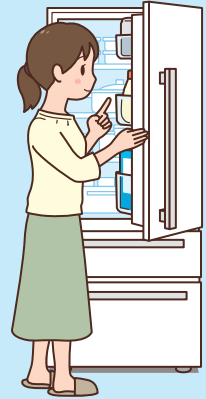
食品ロスの問題を知って、削減のために**一人ひとりが考え、できることから始めませんか？**

食品ロスを減らすためにできることは？（買い物のとき）

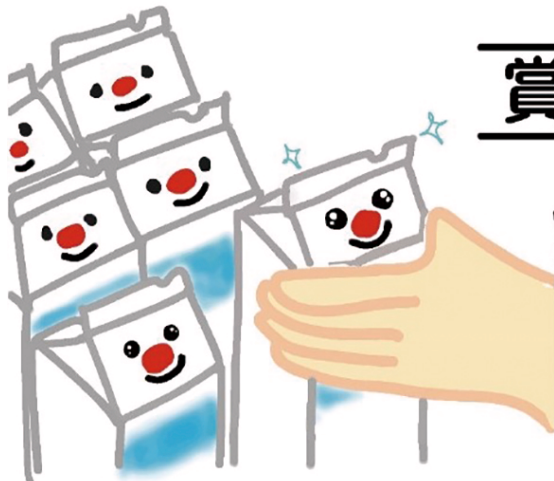
- ・ 買い物に行く前に家にある食材を確認しましょう
 - ・ 家にある食材を優先的に使うことを考えましょう
 - ・ 使いきれ的分だけ買いましょう
 - ・ 期限表示 を知って、すぐに使う食品は商品棚の手前から取りましょう
- ※期限表示には、**賞味期限**と**消費期限**の2種類あります。

賞味期限はおいしく食べることができる期限、

消費期限は過ぎたら食べない方がよい期限です。



食品ロスを発生させる要因の1つとして、消費者の過度な鮮度志向があるのではないかとされています。



賞味期限 は

おいしいめやす

過ぎても、すぐにすてないで

出典：消費者庁ウェブサイト (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/#case003)

「『おいしいめやす』普及啓発ポスター」（消費者庁）を加工して作成

毎年10月は食品ロス削減月間です！

10月の食品ロス削減月間に合わせて、「**食品ロス削減月間講演会**」を開催します。

食品ロス削減の現状や事業者の取り組みについて知ってみませんか？

日 時：令和6年10月26日（土）10：00～11：30

場 所：かごしま環境未来館 2階 多目的ホール ※オンライン聴講可

テーマ：無駄なく買って無駄なく使おう～食品ロス削減のススメ～

詳しくは市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/gekkan.html>.)



あなたとわくわく



マグマシティ

鹿児島市